

第 3 8 回

総会議事録

日 時 令和5年5月12日（金）13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	委員会役職
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員・編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鐘水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長・編集委員
欠	14	小松 武	第1ブロック長・編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長編集・編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
欠	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員・編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者・編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第38回総会（定例）

日 時：令和5年5月12日（金）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第38回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第167号 農地法第3条の規定による許可申請について

議題168号 農地法第4条の規定による許可申請について

議題169号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第170号 農用地利用集積計画について

議第171号 事業計画変更承認申請について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地法第5条の規定による許可について

(6) 非農地証明の交付について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和5年6月13日（火）

(2) 次回の委員調査について 令和5年6月 6日（火）

7 その他

- (1) 運営委員会の結果について
- (2) 春季農政懇談会について
- (3) 令和6年度農林関係税制改正要望について
- (4) 令和4年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について
- (5) 改選関係行事等について
- (6) 農地中間管理事業の手数料の徴収について

8 閉 会

第38回総会議事録

(令和5年5月12日(金) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 22名
欠席委員 2名
開 会 午後1時15分

事務局	<p>それでは、現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、14番小松委員、17番工藤委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数24名、出席委員数22名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、本日は第1ブロックから朝倉克昭推進委員、第2ブロックから齊藤稔推進委員、第3ブロックから會田孝征推進委員が出席しております。 本日の傍聴人はございません。 それでは、議長選出につきまして、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 議長より開会の宣告及びご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p> <p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、15番新関さとみ委員、16番金子祐一委員にお願いし、書記に荒井主幹を任命します。 それでは議事に入ります。議第167号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。 議案書は1ページをお願いします。議第167号農地法第3条の規定による許可申請について、をお願いします。 案件は2ページから3ページに記載した13件となります。農地の所在地、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりとなっております。 なお、議案中に委員に関する案件がありますので、議案を分けてご審議いただき、該当する5号・6号の審議の際は、2番石川委員、</p>

<p>議 長</p> <p>石川委員</p>	<p>13 番梅津委員に農業委員会法第 31 条の規定により、参与を控えていただきます。</p> <p>2 ページをご覧ください。1 号・2 号は、大郷地区船町の畑 493 m²と、同じく大郷地区船町の畑 2 筆、計 1,367 m²について、同一譲受人による新規就農に係る所有権移転となる案件でございます。同一譲受人による申請ですので、併せて石川委員に調査をお願いしています。</p> <p>続きまして、3 号は、飯塚地区南石関の田 2,919 m²について、所有権移転による経営拡張でございます。家族が賃借により耕作を行っていた当該農地について、譲受人が取得を希望したもので、水稻栽培を行います。</p> <p>4 号は、蔵王地区蔵王成沢の畑 238 m²について、賃借権設定による経営拡張になります。隣地にて耕作を行っていた譲受人が取得を希望したもので、新たに栗を栽培する計画となっております。</p> <p>5 号・6 号は、同一譲受人による案件になります。千歳地区栄原の畑 1,882 m²と楯山地区豊風の畑 3,206 m²について、それぞれ経営拡張に係る賃借権設定及び使用貸借権の設定となる案件です。トマトを栽培する計画となっております。</p> <p>7 号は、西山形地区田吹の田 1,200 m²について、経営拡張に係る所有権移転となる案件となります。高齢のため経営縮小を希望する譲渡し人の農地を、隣地にて耕作を行っていた譲受人が取得するもので、水稻栽培を行う計画となっております。</p> <p>3 ページをお願いいたします。8 号は、金井地区陣場新田の畑 161 m²について、経営拡張に係る所有権移転となる案件です。経営縮小を考えている譲渡人の当該農地を、隣接地を耕作する譲受人が取得し、そ菜栽培を行います。</p> <p>続いて 9 号～11 号は、同一譲受人による案件になります。出羽地区漆山の現況畑計 7,233 m²について、それぞれ経営拡張に係る賃借権設定となる案件でございます。同地区で耕作地を探していた譲受人が耕作するもので、にんにく栽培を行う計画となっております。</p> <p>12 号は、金井地区内表の田 5,000 m²と行才の田 1,983 m²についてです。新規就農に係る賃借権設定となる案件でございます。石川委員に調査をお願いしています。</p> <p>13 号は、明治地区灰塚の畑 2,184 m²について、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。安達委員に調査をお願いしています。</p> <p>以上 13 件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>1 号・2 号案件について 2 番石川委員から報告をお願いします。</p> <p>なお、簡潔な説明に努めて頂き、詳細は質疑を通して確認くださるようお願いいたします。</p> <p>1 号・2 号、2 番石川が説明させていただきます。</p>
------------------------	--

	<p>申請地、議案書に記載のとおりです。権利の種類としましては、新規就農、所有権の移転。譲受人について、 持ち分が2分の1ずつになっております。従事日数が250日、職業は設備会社の会長ということで、息子さんにだいたい仕事を引き継いだとのことでした。世帯状況としましては、 250日、 も250日、 が65日、もう一人の が160日、 が80日、計5名です。予定で。 使用目的としましては、400坪くらいがアーモンド栽培、70坪がブルーベリー、残りを自家用野菜を植えるという計画です。アーモンドだけが出荷予定で、販売先は、アーモンドの苗木屋で買い取るということでした。現在の営農状況は0で、農業機械所有状況は、2トントラック1台、3トントラック1台、重機2台、耕運機1台、動噴1台、購入予定としましては、トラクター1台を予定しております。保管場所としては自宅です。売買価格は、1号は、 、2号は 。通作距離は5kmです。 調査の結果、許可相当と判断した次第です。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは続いて、12号案件についても2番石川委員から報告をお願いします。</p>
<p>石川委員</p>	<p>12号申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定で、新規就農です。借受人については、 。従事日数が300日、職業農業。世帯状況としましては、 おります。使用目的としましては 水稲栽培です。現在の営農状況は0です。農業機械の所有ですが、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台。保管場所は、父の小屋ということ。契約期間は10年、賃借料が10a 。通作距離は1km、5分。借受人の は5年前に を退職し、父の家業である農業を手伝っていたということ。また、申請地も5年前から管理を任されていたということ。その他にトマト、キュウリ、ナス等を市場に出荷しており調査の結果、許可相当と考えました。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様でした。 次に、13号案件について1番 安達委員から報告をお願いします。</p>
<p>安達委員</p>	<p>私の方から13号案件について報告いたします。 申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定です。借受人について、住所が です。農業の従事日数が250日。職業は農業。世帯状況は、本人250日。また父親が手伝ってくれるということで100日従事しております。使用目的ですが、サクランボということで、20aの畑にサクランボを10本、その他に普通畑と</p>

	<p>して、合せて20aということ。本人は、昨年山辺町の新規就農者になりまして、山形市でも農業を行うべく申請に至りました。天童でも耕作を行っております。山形市に土地を借りたい。ということで、井上農業委員からの紹介もありまして、約20aの土地を借りる予定です。10本ほどのサクランボの木が植えてあり、畑にはリンゴの木を植える予定です。申請者はサクランボを18年程手伝いとして行ってきました。東根市神町の塩野農園で2年間、農業に関する技術と知識を学んだそうです。農作業は申請者と父親で行うそうです。明治の土地は、サクランボ10本で収量は300キロ、収入が■■■■程。出荷先は丸勘市場、寒河江青果市場、天童青果市場に出荷するそうです。各種農業団体への加入は行っておりません。農業機械なんですが、動噴、軽トラック、草刈り機とありますが、実家が■■■■にありまして、父親の所に農機具を保管してもらっているそうです。現在の営農状況ですが、7反歩程とありますが、山辺の農地で賃借設定したのを返して欲しいといわれましたので少なくなりました。これより面積が減ったとのこと。今回借りる土地は、10年間で契約、10a、■■■■、総額■■■■。通作距離は、■■■■自分のアパートから8kmです。本人は将来的に、天童と山辺を整理してなるべく近い山形市内で営農をしたいとのことでした。貸渡人は、■■■■ということ、高齢化による経営縮小です。本人が、やる気いっぱいサクランボ、リンゴなどを栽培して、色んな各市場に出荷するとのこと、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>先程事務局から説明がありましたが、5号・6号が、2番石川委員、13番梅津委員に関する案件であります。委員関連案件とそれ以外に分けて審議をさせていただきます。まず、1号～13号中、5号・6号を除く11案件について、ただいまの説明に対して、皆様からの質問・意見等お願いしたいと思います。</p> <p>質問の際は、議席番号と名前を述べてから、発言をお願いします。その案件についての審議を行います。よろしくお願いします。</p>
<p>丹野委員</p>	<p>6番丹野です。1号2号、どうして持ち分を2分の1ずつにしたのか理由は。</p>
<p>石川委員</p>	<p>相続のことを考えてしたそうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございますか。無いようですので、出席推進委員の方からも意見を頂きたいと思っております。関連の地区でご意見ご質問がありましたらどうぞ。</p> <p>(意見なし)</p> <p>無いようですのでお諮りします。議第167号中1号～4号及び7号～13号について、許可することに異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり) 全員異議なしと認めます。 次に、5号及び6号について審議いたします。 2番石川委員、13番梅津委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、お二人には参与を控えていただきたいと思っております。それでは、5号及び6号について、説明に対し、皆様から質問・意見等ありませんか。 (意見なし) 推進委員の皆様より何かありませんか。 (意見なし) 無いようですので、お諮りします。議第167号中5号及び6号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認められますので、議第167号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第168号農地法第4条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。 議案書は4ページ、議第168号農地法第4条の規定による許可申請について、をお願いします。案件は5ページの1件で、位置図は6ページになります。 6ページをご覧ください。1号は、山形北インターチェンジ料金所より北東、約650mに位置する楯山地区風間の畑478㎡になります。転用目的は、乾燥調製施設及び農業資機材置場の設置となります。計画者は楯山地区で水稻を中心に耕作を行う農業者でして、規模拡大に伴いまして既存の施設が手狭になったことから、自宅及び耕作地との位置関係から効率的な作業を行うため、自己所有地である当該農地に新たに施設を設置するものとなります。こちら1種農地と判断しております。 以上の1件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対して、皆さん質問・意見等ございますか。</p>
高橋委員	<p>3番高橋です。 位置図を見ますと、風間地区の住宅地のすぐ近くにライスセンター的な乾燥施設を建ててるのかなと思うのですが、後々、乾燥時の粉じんや騒音とか問題は起きないのかなと思うのですが、どうなんでしょうか。</p>
議長	<p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	敷地の中に、糶置場と調製施設の中から掃き出される糶の一時的な置場等が設置され、管理のためにネット等が設置されることを計画図で確認しておりますし、現場で調査させていただいた際にも、周辺の集落等へのトラブルの無いように十分気を付けていただく様に指導をさせていただいております。
高橋委員	地元の梅津委員はいかがですか。
議長	13番梅津委員
梅津委員	地図がありますけれど、結構距離がある場所なんです。近隣は一軒家がございますが、騒音その他の影響は殆どないだろうと感じています。以上です。
議長	他にございませんか。草苧委員どうぞ
草苧委員	この土地利用は、農振の白地ですか。
事務局	農業振興地域内の白地にあたりますので、農業用施設になりますが用途変更等の手続きは不要となっております。
議長	他にございますか。 (意見なし) 無いようなのでお諮りします。議第168号について、許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第168号農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議長	次に進みます。 議第169号農地法第5条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書は7ページ、議第169号農地法第5条の規定による許可申請について、をお願いします。 説明の前に議案の修正をお願いいたします。 8ページ、4号について、申請者より取下げの申し出がありましたので削除をお願いいたします。 続いて9ページ、7号について、申請書類の補正を求めているため、このたびは、審議しないこととなりますので削除をお願いいたします。 続いて10ページをお願いします。先ほど削除をお願いした4号及

び7号について、削除をお願いいたします。また、6号の地区名が大曾根地区となっておりますが、榎沢地区の誤りでございます。修正をお願いいたします。

続きまして15、18ページ、こちらも先ほど削除をお願いした4号・7号についての位置図になりますのであわせて削除をお願いいたします。それでは、説明に移らせていただきます。案件は8・9ページの6件となります。申請地・所有者が複数となる6号について、土地の詳細は10ページに別途記載しております。また、位置図は11ページからとなります。

11ページをお願いします。

62号は、東沢地区新山の畑246㎡であります。先月、第36回総会において審議し判断保留とした案件です。本日再審にあたり、計画の再考、追加資料の提出がありましたので、森田委員により再度、委員調査を行っていただいております。なお、調査には地元の會田委員、後藤推進委員にも、参加していただいております。

12ページをご覧ください。

1号は、漆山駅の南東、約250mに位置する出羽地区漆山の現況畑496㎡となります。転用目的につきましては、特定建築条件付き売買予定地となります。譲受人は天童市で不動産業を営む法人でして、宅地造成後の土地を第三者に販売できない場合、自ら住宅を建設する資力があることなど、事業を実施するための要件を満たしていることを確認しております。3種農地と判断しております。

次に13ページをお願いいたします。

2号は、市立金井小学校の西約600mに位置する金井地区東志戸田の現況畑54㎡となります。

転用目的は、一般住宅の建設です。譲受人は現在、天童市の借家に住まいしておりますが、育児面等で協力が得られやすいよう実家近くで検討した結果、併用地となります空き宅地とそれに隣接する農地の売買について地権者より了解が得られましたので当該地を建築計画地としたものです。1種農地と判断しております。

次に14ページをお願いいたします。

3号は、市立金井小学校の北西約1,250mに位置する金井地区吉野宿の畑253㎡となります。

転用目的は、一般住宅の建設です。譲受人は現在、同地区内の借家にお住まいですが、ゆとりのある住環境を求めまして、子供の学区等にも影響のない、同地区内で用地を検討した結果、現在、空き宅地となっている土地とそれに隣接する農地の売買について地権者より了解が得られたため当該地での建築を計画したものです。1種農地と判断しております。

次に16ページにお進みください。

5号は、JR漆山駅の北西、約550mに位置する出羽地区漆山の現況畑160㎡となります。内容について、転用目的は、使用貸借権設定による一般住宅の建設となります。借人は、同地区内の実家に居住しており、引き続き両親からの育児への協力を得られやすいよう、

議 長
森 田 委 員

実家周辺で用地を検討した結果、併用地と隣接する当該農地を両親から借用し、戸建て住宅を建設する転用計画となりました。1種農地と判断しております。

次に17ページをお願いいたします。

6号は、山形中央インターチェンジの南西、約750mに位置する樺沢地区下樺沢の田6筆計2,638㎡となります。申請地の詳細は10ページです。

石川委員に委員調査をお願いしております。

以上の6件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、調査委員の報告をお願いいたします。62号案件について21番森田委員から報告をお願いします。

21番森田です。62号についてご報告いたします。案件のおさらいですが、前回総会で話したことをもう一度話します。申請人及び内容につきましては議案書の記載のとおりであります。申請人の■■■■は自営で■■■■を営んでおります。転用する理由・使用目的につきましては、現在、固定された資材置き場を有しておらず、重機等については工事を請負っている各現場等で一時的に管理している状況のため、請負現場の多い新山地区に資材置き場を求めるとしたものです。複数用地を検討した結果、所有者と協議がまとまり申請に至っております。具体的な申請地は、関沢インターより西へ約1,500mに位置する農地です。土地改良事業未施工地でございます。山林等に囲まれた小集団農地であることから2種農地と判断しております。被害防除対策としましては、汚水、生活雑排水はありません。雨水は地下浸透です。市への開放型事業場の届出を済ませております。土地取得料は■■■■。1㎡あたり約■■■■。坪当たりになりますと約■■■■。土地造成費につきましては■■■■となっております。前回の総会で判断保留させていただきました問題点、主な理由としまして、山形市開放型事業場の公害防止等に関する指導要綱では、当該申請地の隣接者、所有者及び、近隣住民等への説明をし同意を得るよう努める、との定めがあります。前回、近隣者1名の同意者だけでございました。また、岩石を土留めとして設置する様な施工への、崩れないか流れないかの懸念から、追加の手立てを考慮してもらいました。また、申請地の土地利用計画書及び断面図等を現場とすり合わせますと、整合性がとれない所がありました。今回、再調査をさせていただきました。隣接地、先程申しました一人の方は同意書をいただきましたが、もう一人、今入院しておられるということで、隣の方や近所の方に聞いて、親戚等を訪ねていただいた。結果的にはお会いすることは叶わなかったが、そこまでやっていただきました。当該申請地の近隣への説明の状況が不明だったわけですが、今回、当該申請地を埋め立てるに当たり、事前に個別に会っていただいて、市道北側の所有者の関係者に工事内容を説明していただいたところ。野面石を施工する際の崩れ

	<p>への安全等の対策として、伐採木の根元を利用して土を掘り起こし、根入れ 15 から 20 c m ぐらいのところですが、そこに野面石を並べ隙間に土を埋めて、転圧をかけて石を固定すると、順次それを繰り返して法面の下に並べるとのことです。当初、勾配は 35 度とのことでしたが、実際先程の計画書と現場をすり合わせ 30 度以下に変更になっております。そのことを確認することができました。これまでの勾配より緩やかになったとのことです。今回の現場でのすり合わせで、このように明確になっております。再調査で前回同様、地元の會田委員と、後藤推進委員からも立ち合いをしていただきました。大変ありがとうございました。今後、提出されている作業手順を順守して実施されるよう見守ってもらい、また、隣接者等から苦情等があった場合、対応して頂きたい旨を話しております。また、農業委員会事務局に、作業工程にあわせた写真等を含め 3 か月後に進捗状況の報告がされると聞いております</p> <p>以上、再調査の結果ご報告いたします。許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>お疲れ様でした。事務局より補足の説明があればお願いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>先程、森田委員からご説明していただきましたとおり、先月審査いただいた後、やり取りをさせていただきまして、計画を角度も緩やかにとっていただくよう、再考いただいたものになります。なお、形状だけではなく作業中の工程が重要となってくるかと思しますので、許可条件に追加で通常の報告等に加えまして、作業工程の記録をお願いする様に、許可条件に追加することと、なお周辺施設への十分な配慮を強調するような形で許可証にあらためて記載させていただければと思っております。</p>
<p>議 長 石 川 委 員</p>	<p>次に、6 号案件について 2 番 石川委員から報告をお願いします。</p> <p>2 番石川です。説明させていただきます。申請人及び内容については記載のとおりです。申請人の職業、山形市大字漆山 1487 番地 4、株式会社イット 代表取締役 阿部正幸。転用する理由、使用目的は、特定建築条件付売買予定地 10 区画。申請人は、山形市で不動産業を営む法人であります。この度、事業収益を図るため市内樫沢地内で宅地分譲を計画しました。当該地は、近隣の教育施設、西バイパスや高速道路のインターへの交通アクセスもよいため、利便性の高い住環境を提供できると考え計画地として選定しました。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。具体的な申請位置ですが、申請地は山形中央インターチェンジから南西へ約 700m の場所に位置する農地であります。10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であり、土地改良事業施工された土地であることから、1 種農地と判断しました。被害防除対策は、</p>

	<p>汚水は公共下水道。生活雑排水は、公共下水道。雨水は、宅地内は地下浸透。道路は市道側溝への接続。その他の必要事項として、開発許可は、見込みがあります。道路法は、24条許可について事前協議済み。最上川土地改良区からの意見書を確認しております。土地取得費は、 。1㎡あたり約 。坪当たり約 。土地造成費は、 。建築費は10棟で、 。1棟当たりの売買価格は、 から くらいです。</p> <p>申請地は道路に面した東側5m×28mと東側2m×10mが農地として今回残りますが、両方とも される予定です。以上調査の結果、許可相当と考えております。ご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>お疲れ様でした。ただいまの説明に対して、皆様ご質問ご意見ありますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>無いようですのでお諮りします。議第169号について、許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第169号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議第170号農用地利用集積計画について、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。議長。</p> <p>議案書は19ページ、議第170号農用地利用集積計画について、こちらをお願いいたします。</p> <p>はじめに20ページをご覧ください。令和5年4月受付分の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権設定」と「所有権移転」の集計表となっております。</p> <p>利用権設定について、地目別設定面積、作物別設定面積、契約期間については記載のとおりとなっております。</p> <p>21ページの1号から26ページの34号まで34件となります。</p> <p>それでは、27ページにお進みをお願いします。</p> <p>「所有権移転」に係る内容は記載のとおりになります。1号から3号までの3件3筆になります。</p> <p>続きまして、28ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年2月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」の集計表となっております。1.利用権設定について、地目別、作物別の設定面積の内訳は記載のとおりとなっております。なお「利用権設定」の内容は、29ページから43ページまで記載となっております。計75件、142筆、合計面積280,240㎡となります。山形市の農用地</p>

議 長	<p>利用集積計画の公告日については、5月25日木曜日を予定しております。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対して、皆さん質問意見等をお伺いしたいと思います。何かありませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それではお諮りします。議第170号について、適当である、と認めることに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第170号農用地利用配分計画について、適当であるとの意見とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第171号事業計画変更承認申請について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書44ページ、議第171号事業計画変更承認申請について、こちらをお願いいたします。案件は45ページ1件となります。</p> <p>計画者、申請土地、変更理由については45ページ記載のとおりとなっております。46ページの位置図と併せてご覧ください。</p> <p>令和5年2月27日付で農地法第5条の許可を受けたもので、許可後、造成工事等を行いました。購入希望者より請負契約での住宅建築の要望がございましたので、顧客要望に応え、転用事業を速やかに完了するために、特定建築条件付売買予定地に計画内容を変更すべく変更承認申請があったものです。なお、建築業者につきましても、変わらず計画者が行う予定です。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、皆様からのご質問・ご意見等を伺います。ございませんか。</p>
今 野 委 員	<p>5番今野です。変更届が出たが、具体的にはどのように変更するのですか。</p>
事 務 局	<p>45ページをご覧ください。変更前、建売分譲住宅での計画でございました。変更後が、建築条件付きとなる訳ですが、501㎡につきまして、2区画という区画割自体は変更ございません。そちらの中に、これまで建売分譲ということで住宅会社が建物を建て、土地建物セットで売る形態での計画だったものを、購入者自らが請負契約のもとで住宅を建築する特定建築条件付売買予定地に計画変更となっております。区画自体の形状変更はございません。</p>

今野委員	面積が増えているようですが、どうなっているのか。
事務局	申請土地に記載の面積につきましてはあくまで、農地の登記上の面積となります。農地以外に1筆、併用地が小さいものですが入っております。こちらの分申請面積より大きくなっております。当初計画時は建売分譲でしたので、施設概要には住宅の面積を掲載させていただいていましたが、この度は、建築条件付きの分譲となりますので、施設概要の表記としまして、区画面積での記載にさせていただきます。
事務局	今回、建売分譲の場合ですと、事業者自らが建主になります。今回は、買主さんが[REDACTED]。速やかにお金を用立てて建てるためには、お客様の名前で建てる場合は、建売ではできません。建築条件付きの場合ですと、お客様が建主になります。要望にお応えする内容での変更になります。建売の場合は建物の面積でいきますが、建築条件付きの場合は区画の面積の表示になります。
議長	他にございますか。 (意見なし) それではお諮りします。議第171号について、承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第171号事業計画変更承認申請について、承認することに決めます。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告を願います。
事務局	はい。議長。 農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書47ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、内容は48ページから57ページまでの20件となっております。 議案書58ページをお願いいたします。農地法第4条届出書の受理について、内容は59ページの1件となっております。 議案書60ページをお願いいたします。農地法第5条届出書の受理について、内容は61、62ページの7件となっております。 議案書63ページをお願いいたします。 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、でございます。内容は64ページから66ページまでのこちら31件となっております。 議案書67ページをお願いいたします。農地法第5条の規定による

<p>議 長</p>	<p>許可について、内容は 68、69 ページの 6 件について許可証の交付を行っております。</p> <p>最後に議案書 70 ページをお願いいたします。非農地証明書の交付について、内容は 71 ページの 1 件について、証明書を交付しております。報告事項は以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に 6 連絡事項について、事務局よりお願いします。</p>
<p>遠藤会長職務代理者</p>	<p>はい。議長。</p> <p>次回の定例総会は、令和 5 年 6 月 13 日火曜日に開催を予定しております。委員調査について調査日は、6 月 9 日 金曜日の予定であります。調査委員は、3 番 高橋委員、4 番井上委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、7 その他 (1) 運営委員会の結果について、遠藤会長職務代理者からお願いをいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。(1) 運営委員会の結果について報告します。</p> <p>5 月 8 日に運営委員会が開催されました。協議の内容は、①第 38 回総会(定例)について ②春季農政懇談会について ③令和 6 年度農林関係税制改正要望について ④令和 4 年度最適化活動の点検・評価について ⑤改選関係行事等について ⑥農地中間管理事業の手数料の徴収について という内容でした。この後、松本係長より説明がありますのでよろしくお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、7 その他 (2) から (6) まで、事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>はい。議長。</p> <p>(2) 春季農政懇談会について令和 5 年 6 月 13 日総会后、懇談会を予定しています。</p> <p>(3) 令和 6 年度農林関係税制改正要望について要望がある場合は、事務局提出用の用紙に記載の上 5 月 26 日金曜日まで提出をお願いします。取りまとめて、6 月 9 日まで県農業会議に提出します。</p> <p>(4) 令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について資料により説明(約 5 分間で意見を記入してもらい、関係資料及び意見を回収)5 月末までに評点を整理し、総会で出された意見を記載して、委員の皆様へ通知します。</p> <p>(5) 改選関係行事等について(資料により説明)</p> <p>(6) 農地中間管理事業の手数料の徴収について(資料により説明)</p> <p>今まで手数料は徴していなかったが、山形県以外では既に手数料を徴している。山形県農地中間管理機構の赤字を解消するため、まだ決定事項ではないが、関係者へ周知後、令和 6 年度から 10 年更新の</p>

	<p>方、また新規契約分に手数料を適用し、令和7年度から徴収する予定。受け手、出し手それぞれから75円を徴収するとのことです。事務局からは、以上でございます。</p>
議長	<p>他に皆さんから何かありませんか。</p>
鑑水委員	<p>下限面積撤廃に伴い、委員調査をどうするか。運営委員会で検討し、どのようになったかを教えて欲しい。</p>
事務局	<p>運営委員会の際に、下限面積の件を意見交換していただいた。農業委員選挙の農家要件10a以上にしたら良いのではとの意見もありましたが、下限面積の撤廃後はじめての前の審査の中で地力が無い農地に無農薬栽培を希望しているが、堆肥の量の想像がつかない、農薬規制の知識もない方がおり、今後そういう方の申請が増加すると思われる。事務局職員も知識がないのは一緒。基本的には、知識のある農業委員より引き続き委員調査をお願いしたいとの結論になった。</p>
推名委員	<p>1番推名です。下限面積の撤廃により、委員調査は全部行かなくとも良いんじゃないかと意見を最初に言った。事務局の話聞き、行く必要があるな。と考えが変わった。従来までの2人体制で足りない時は3人で対応するしか方法がないのでは。</p>
議長	<p>状況見ながらになろうかと思えます。農業を理解していない方もいる。指導するのは我々の仕事だろうと思う。全てが全てでも、問題が出てくるので、その時はその時で対応すべき。当座の間とご理解いただきたい。</p>
事務局	<p>先程の評価の問題も、下限面積撤廃の問題につきましても、今年初年度ということで、事務局としても手探りでさせていただいており、初年度に決めたからこの形ということではなく、当初これでスタートさせていただいて、もっとより良い形を検討してまいります。委員調査につきましても、1年間の状況をみてどれくらいの件数になるのかなど、事務量をみるために当面はこの形でさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
草苺委員	<p>事務局の説明の形もあるのかなと思うが、農業は本来、生業である。下限面積が撤廃され、生業とする人だけが農地を取得できるということではなくなった。考え方を整理しても良いのではと思った。また、農地中間管理事業の手数料の算式はどういう意味か。面積あたり0.75%とはどこで徴収するのか。</p>
議長	<p>赤字の累計額1億1千万円を解消する観点から計率0.75%となったと説明があった。</p>

高橋委員	農地中間管理機構は基本的には口座振替。受け手からもらうときに1万円だとすると75円上乗せ。支払うときに75円を引いてもらう。両方から75円を中間管理機構で取る。との計算式になっている。
阿部委員	もう一回、手数料について。
事務局	出す人からは1万円当たり75円多くもらう。払う人には1万円当たり75円引いて払う。双方から75円をもらう。
事務局	何もなければ、これで第38回総会を終了します。ありがとうございました。 (閉会午後3時00分) 以下余白

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

